

友語苑ショートステイ 利用料金表

事業所番号 2970700197

1. 【単独型（介護予防）短期入所生活介護費Ⅱ】 令和8年6月～ (1単位=10円)

(予防給付)	要支援1		要支援2		
短期入所生活介護費(Ⅱ)	479単位/日		596単位/日		
連続31日以上利用した場合	442単位/日		548単位/日		
(介護給付)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
短期入所生活介護費(Ⅱ)	645単位/日	715単位/日	787単位/日	856単位/日	926単位/日
連続61日以上利用した場合	589単位/日	659単位/日	732単位/日	802単位/日	871単位/日
長期利用者提供減算	-30単位/日				
夜勤職員配置加算(Ⅰ)	13単位/日				
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6単位/日				
送迎加算	184単位/回		※五條市、御所市、大淀町、下市町、橋本市以外への送迎は、別途費用が必要な場合があります。		
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の172/1,000相当する単位数		所定単位数は(介護予防)短期入所生活介護費に各種加算を加えた総数とする。		

※介護保険負担割合証の内容に応じて、金額が異なります。

2. 【食費 滞在費】

	滞在費	食費	介護保険負担限度額認定証の交付が必要です。
基準額	915円/日	朝食 昼食 夕食 320円 740円 740円	
第1段階	0円/日	300円/日	生活保護受給者の方等、老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市町村民税非課税の方
第2段階	430円/日	600円/日	世帯全員が市町村民税非課税の方で、前年の合計所得額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方
第3段階①	430円/日	1,000円/日	世帯全員が市町村民税非課税の方で、前年の合計所得額と課税年金収入額の合計が80万円以上120万円以下の方
第3段階②	430円/日	1,300円/日	世帯全員が市町村民税非課税の方で、前年の合計所得額と課税年金収入額の合計が120万円以上の方

※介護保険負担限度額認定証の内容に応じて、金額が異なります。

3. 【その他の費用】

教養娯楽費	実費 (ご利用者またはご家族の選択に基づき、同意を得たうえで徴収いたします。)
日用品費	100円/日 (個別の洗濯用ネット費用として)
おやつ代	100円/日
嗜好品等	実費 (口腔ケア用品・入れ歯安定剤等)
電気代	コンセント使用時1コンセント50円 (1日)
理美容費	実費 (カットの場合は1,500円)

※利用料金は、下記(1. 2. 3.)の合計額となります。

1. { (【単独型（介護予防）短期入所生活介護費Ⅱ】 + 必要に応じた算定加算分) × 1.172 (介護職員処遇改善加算) } の利用日数分

2. 【食費 滞在費】段階別の費用の利用日数分

3. 【その他の費用】の利用日数分 及び、その他必要分

※介護保険制度(介護報酬改正)や当事業所の都合により変更となる場合がございますので、あらかじめご了承くださいませ。